

田口
卯吉著

日本開化小史

卷之二

伊5
433
2

其六



田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版



日本開化小史卷の二目錄

第三章

倫理の情の論
 中古國郡の制並小兵制れ變遷
 數々戰亂あつて大小名諸國に起りし事並小武夫
 の心變遷せし事
 榮譽を望む心
 臣従れ心並忠義の心次第小盛なりし事
 風俗れ起り
 國司の權次第小減せし事
 軍陳の有様

同政會印

伊予門
499
卷 2

日本開化小史 卷二 第三章 目錄

第四章

鎌倉政府地方を制すの方法
鎌倉政府内部の有様

門地貴賤の考

王家は政治に神権ありとの考

北條氏政權を握りて後北國勢

元北入寇

鎌倉政府の修整を以て源由

佛法信仰の氣盛ありし事

日本開化小史卷の二

田口卯吉著す

第三章

封建の權典より鎌倉政府の
立至の迄の地方の有様

人の幼き時小の善惡邪正を識別するに心未だ發せざるを以て人と打ち人れ物と奪ふ事草木禽獸に對す亦如く更小意に介する所なく此時に當てて他人の喜ぶる淺見ふも怒まると見るも心小感なきとるけきべ之を為り小悦ひ懼ると然れども心小快と悶とするに感覺を天性小存する淺以て他人の己小加ふる所業に於て一く夫の悶と快と此二感と覺えざるを得ず生と保れもの快と死と近死

天性と為る其後度々此實驗を経て他人の己不快と加ふるも悶と興も亦常々先づ其面小現はつ、こゝと成知りて始りて怒れる顔の懼る危きと喜べり顔の悦ぶべきこと成解し其顔色を見り直に泣き或は笑へり斯て復た度々此實驗を経て他人の怒り喜ぶも偶然小起る小非ら亦常々己より他小加ふる所業の性質を従て或は怒り或は喜ぶことを悟る然れども如何なる所業に怒り如何なる所業に喜ぶやを詳るにせしむると以り頻り小他人の顔色を窺て事と為し數く懲悔を亦所成りて己の所業成り内ち彼成り成り為る人必ず怒らん此を為さば人必ず喜ばんと先

つ心小判別すふと得る小至るふり然きども私利を計るの心極りて鋭なり他人の憂を憂とせ亦唯己に所有れみ多くせんと競ひ未だ人成喜ばむる此善業を亦不知らず人と怒らむる此惡業なりと成知らざるなり
 經驗次第小進むに及んで其私利成計り亦は大なる衣服飲食も羨みらん此を願ひ父母兄弟を惹ふらんことを願ひ親族朋友より見り知らぬ他人までも耳目小觸る所より浅き一も有様に至らむらんこと成願ひ極りて憐ふり有様と見ると亦自ら損失を亦も之と救はざる成得る小至ることあり

是れ己の損失を憂ひざる小あらざればとも見し有様の
 の其心淺悩しむる事ハ其損失より重大なるが不
 り是を倫理の情れ起源あり孟子曰く人皆不人に忍
 びざる心あり今人乍ら孺子の將小井入らん
 とそふを見るとさる皆な怵惕惻隱の心あり以て交
 を孺子れ父母内ふ所非也以譽と郷黨朋友
 要むる所非也抑も人小忍びざる心とら
 憐不ふ状態を見ざる嫌不の私利心なり親族美
 服著せしめんと欲不自ら飾らんと欲不は心
 と同一不ならずや孟子此心推して人性善不なりと
 何と不れを惡の端也され倫理の情ハ成長也私利

心不幼時未だ發セぞ自ら愛するの心成長し
 其境界廣くなりて而して愈々盛なり終に他人を
 して憂へしめ喜むし免んと此心起る小至なり
 斯く私利心成長するの際人其所業と目撃し一
 一之評を下すものあり他人成損失せしめ自ら利
 する時人貶して曰く此れ惡業なりと蓋し害亦
 た自家小及ばんこと成恐る也憐むる状態
 を見るを好まざるなり其自ら損失志て他人と利
 とはもの成見れ世人皆之と賞して曰く是を善
 業なりと蓋し自家亦た此幸成得んことを望める
 り他人の喜ぶを見る成好むばあり是不於乎人始

りて他人と喜ばしむるの善業なりこと成り他人
 を怒らざむるは悪業をばことと知るなり是は倫理
 の情れ人心小發する起源なり然り而して一より榮
 譽あり一より耻辱あり漸く人間社會小勸善懲惡の
 教立つ小至まり世の識者人れ心を考究するに當
 て他人と利せんとの心と自身を利せんとの心とを
 全く水火相ひ容さざること、如く思ひ其惡と制止
 するの心と良心と云ひ善を制止するは心と情欲と
 云ひ二種の心腦裏小存すと判定したり大に見れば
 他人と雖も未だ倫理の情を以て私利心と同視を
 不能はざらば如くハルメルト、スベンセル氏曰く倫

理の情の度、此經驗を積る變性せし私利心なり蓋
 して經驗を以て其心と懲戒せしむること、其神經の
 構造を變性せしめ之と其子に遺傳し子亦た之小經
 驗を加へ其性と變せしり其孫に遺傳し子孫如
 此く小して終る經驗より來らざる一箇獨立の稟性
 の如く見ゆる小至社より一人の私利心の經驗、基か
 ざらば如き念と成まりと度々の經驗より人を救ふに
 小至るる利害は關せず人を救ふに小至るる利害は
 救はんての心ありと云ふなり、ジョン・ロック氏
 之を駁して曰父祖の經驗と其性と成して子孫に
 遺傳し益重積をばこと、左もあらん然れども
 之を以て正善と私利との如き大異と辨明をふこと

難うはべし経験如何小積重したれどして私利を以
 と正善と思はしむるも至らざる正善を為さば人
 の義務れり徳義なきと云つて教を立はる儀見えど
 正善ハ私利と合せざるありを知るべし若し正善常
 に私利小合せざる何ぞ義務なり威徳れりと賞賛を
 小至らんや蓋し人智の進む小従ひ直に私利と成る
 所業と私利とのあらねども他小喜ぶ處ふこと所不
 か為り小為る所業との二種あり小は儀悟るに至る
 處し是は私利と正善義務の考は幾す小所以あり且
 つ正善の考を遺傳は性よりも寧ろ幼時の教育小基
 きゆも此多し故に余も乃ち教則ハ正善の起源より

て私利を之を計るの尺度なきと思ふなりルツボク 氏著開

化始源論二百
 七十丁ヲ見ヨ

右スペンセル氏の説を私利心を以て倫理の情を説
 き明さんとしたれども人小忍びざる心の如き全
 く人の天性に存して私利と一致をばらばらばが如
 くには思はさしうば則ち父祖以来の私利心小して一
 人の経験小基うぞと云はる説を立てざるなり故小
 ルツボク氏の駁論あり小至るなり又タルツボ
 ヲク氏ハ教則を以て正善は考の起源と為さる抑こ
 教則と品行の正邪を判評をば古論なり此世論と
 則ち社會の人其利益を害せられざらんも儀欲す不

其此ならずや此世論の爲り小倫理此情増進をふと
 何とべし然ととも善惡邪正の評判と俟と而して人
 皆を他人に救ふに非らざるなり其心見る小忍びさ
 りあふふ爲り抑く此忍びざるの心を何ぞ人皆
 ふ其所有物と愛する此私利心あり即ち親族兄弟朋
 友を愛するの心あるを夫れ孝や悌や素と此私利
 心と同一なり嗚呼人類の腦裏豈に二種の相容るべ
 からざるが如き心あらんや皆を私利心の成長して
 其枝葉を廣げしが爲り小枝葉の内小相牴牾するも
 の發を感ふなり然ととも其本源に至りても素より一
 根より出るとんばあらざる之を要する小倫理の情ハ私

利心の枝葉なり善惡邪正の考ハ世人此評判を得く
 而して後は發する所のふり
 故小善惡の教を社會此評判に設すはもの小して其
 所謂善とハ行ふ人小利ふに非を寧ろ受くる人小
 利ぬるなり其惡とハ行ふ人小害ふに非らざる受く
 る人小害ぬるなり行ふ人の利害得失ハ嘗て其算用
 中に入らざるなり故曰く身を殺して仁と爲るは蓋
 して他を利せんが爲り己に損失せ故に利害得失は
 他人小關せざる以上と善と非らざる惡と非らざる
 見よ見よ商人に以て善人と云ふは農業を以
 と惡業とを評すべし而して社會此人の最を務むべ

是は此善と惡とも評せざる所業に存を不事あり
抑も他小惠與を依が如き之を受く不も此小利あり
り而志て受けざるものと雖も稍く之を受くるの頗
き何る哉以て之と善と評す所なり然れども若し
與ふもこれ利害をも併せ論ざるに至るて未だ
必ばしも全社會に利ありと云ふ處うらばあり
幸ふして世人未だ善事と吸々と志て其私利を捨つ
る小至らず是れ人間社會の今日小至るて益々繁榮
るる所以ならん此事本文記す所の世態人情變遷
のさよ小關するを以て記して以て讀者の參考に供
せんと云ふ

源氏の旗下の附従ひ平家を西海に攻むるに平安朝廷
の政權を奪ひて鎌倉政府を立立てた武夫の有様と
顧る小既して是き多少の人馬を蓄へ數ヶ處の莊園を占
領せり是き東國にて大名小名と稱するも此なり此時
小及びて日本の諸國に此豪族の無き地とてはなかり
々々熟く其濫觴を尋る小原と國郡制す此政其宜
と得ざるが爲め乎在昔唐制を模倣し國造縣主の制
舊事記小國造百四十四ありを改め國司守介を以て
よしを記せ其眞偽を未詳を改め國司守介を以て
諸國を治めらるる當り十六國を對馬と大上中下
の四種と四年を以て國守の任限と定め諸國の司近
國を一年小十度中國を二年小一度遠國を三年小一度
参朝して正税公廩の勘定を爲す其權限を偏し文墨の
甚か解由使之代勘解由と與ふ其權限を偏し文墨の

事務小限りて兵馬の事に至りてハ全く關をば處存か
 了かなと國司の兵事小驛しての任々兵士の名簿二通
 上中下の三等を注し一番の事あり置き一通を兵部
 二送る事なり征討上番の事あり置き一通を右名簿
 小據りて次と以て差遣するなり尤も伊勢の鈴鹿美濃
 不破越前の愛發と三關と稱し三國の國司を守固の
 任あり其後陸奥守の遊惰の弊漸く朝廷小盛なり及
 る鎮守府將軍と兼ぬ京都と離るる鄙野なり
 びて治民の任に當り華奢なる京都と離るる鄙野なり
 諸國小派遣せらふ事貴族の嫌ふ所とありしや千
 四百九十年の頃淳和の廷議に國守此任に堪ゆるも
 の多く得べうらず一良守茂得ば則ち宜く數國を兼帶
 としむべし一兩の僚属亦た其請に依て之と任をべし
 其新小除る者ハ特に引見して以て治方茂勸諭を

履し而きて禄厚らばを則ち人勸むる人勸むるは
 治立たるを又た其後三好清行の封事も諸國の小
 吏並小百姓の告言訴訟に依り朝使を差遣る事を停止
 せん事を請ふの文あり其文中に曰く使人國に到るは
 非と辨むを偏小使式に依り官長の貴きを擬し其印
 領し其禁錮と嚴し其即ち官長の貴きを擬し其印
 と肩を比べ口と連ね其推鞠を受く若し辭對の問
 も違ふ有べきを則ち立どころ小縲維を加へ辭對の
 填ふ若く亦た告誡の旨事皆不實ならずと雖も而
 權已小廢く亦た告誡の旨事皆不實ならずと雖も而
 聞ふ則ち各々其長と輕侮し肯て其政教を服せむ
 傷ぶの源此より甚しきなり是れ蓋し治民の任小權威
 の為め國司の為人小甚しきなり是れ蓋し治民の任小權威
 重祿とを附きて官吏の之を嫌ふと防くの策のみされ
 るや諸國の守介は嚴然として城柵を築き邸宅と為

盗賊の多き所謂僚属郎黨の輩と乃ち其邸宅小趨走
 去て任國の政務を理し兼て長官に私事代贊助せり然
 り而して散位の子弟等時小僚属の上より立て公務小關
 せり是は任限あり一封國と稱すゆき不可なりふささ
 如く朝廷より差遣したる官吏を以て地方を治め而し
 論甚だ盛なり余恐らく此論を誤是より治民の制度
 漸く弛めり又と當時の兵制と考ふる小一國の丁と三
 分し其一代以て武を講せしり持統天皇の時を一國の
 改也一年京と守り三年防と守り之は上番と云ふと京
 守り守り此を衛士と稱し防上番と勤りて歸郷と後ハ
 又た兵役小徴を事ふはきざ海内の人民均しく兵

役し應し未だ嘗て武夫れりもれあらばしり奈良
 朝の未數々大兵伐發去て奥羽地方の叛民と征せらば
 是小於と熟兵の銳し新募の鈍き事と知られをばや
 千四百三十年の頃光仁帝の此廷議小因て冗兵を沙汰
 し殷富の百姓其才弓馬に堪ふ者とし専ら武藝と
 習はしり以て徴發小應とし免らば是より兵農漸く分
 り武夫なる者諸國より出来り軍馬の事を常に此輩の
 負擔する所となれり彼の坂上田村曆文室綿曆等が率
 りて以て東國伐征しきも實に武夫なり此武夫等
 上番と勤むれば際より兵部の將士ありて統ふと雖も
 國小歸りに及んでハ百姓と相伍し自ら武勇小誇り曾

て人の之代統をふまのれ故小跳梁跋扈して諸國
 盜賊漸く多く是より兵制漸く弛め即ち延喜十四年
 三好清行の封事曰く今ま件等の舍人皆不諸國門籍散
 落或は千里卸驛の外百日行程の境小在り強豪門籍
 編名富衛分番を司法小依く其事を亂れ置たり
 の凶暴な者也國司略夫れ以みる小衛卒を選置たり
 駿奔警急洛小へり中略夫れ以みる小衛卒を選置たり
 者て京畿に居らば皇都震ふ及ぶ小則ち此輩何用
 徒に諸國の驅虎狼非らば斯く下小土著にして勇小誇り
 武夫あまて而して上は封公の如き國司領主たりか
 く氣力あるも此は兵伐弄するを得べし是小於て
 國司の一族其郎黨と率あり叛るものあり將門純友
 九州四國山陽の數國と奪ひ國司の之と戦ふものあり
 偽百官と置き内裏を修す

常陸の大椽平國香土浦の城を出入戦ふ武藏守源經基
 其居城箕田城と守りて防く紀の做人伊豫守と事と純
 友を而率て國司の一族私兵と以下之を滅びたのあり
 平貞盛私兵と皆を領内の武夫伐驅り親族郎黨を
 以て之と統轄せしり以て城を防ぎ戦小趣今聖然と
 此時武夫の集まらるる或は催促に應じ已を得衣
 林で従ふもの或は私利成計をて集めたり者も不を
 以て戦利あり休るときは軍勢散れ敵とたり代國香藤
 敗れて國中全戦利ありとよ軍勢多し集り平貞盛
 敵と成る兵と今母の中借てよや思ひ前太平
 我も時將門の兵と今母の中借てよや思ひ前太平
 記に見各々私利と計て去就と決し向背成定めたり一
 二の新族郎黨非らざりも未だ他人の爲り小死

其後有功の武臣等多く所領と賜りて始て大名小名ふ
 土著の領主諸國に起り源氏ハ河内の國と賜り此類多し
 國司と肩と比べ權を争ふものありて至れり彼も々累
 代の封侯なり此も々僅う小四五年の君主あり故に武
 夫の心伐寄るは處を此よりあらば一々彼此よりあり況ん
 や此等の領家も多くと武人ふれは終に領地小依て叛
 くも此あり千六百八十八年即ち後一條の長元元年平
 其奪ふ處とふる東國領主小して國司を兼ねるはもの
 の武夫從ふ者三方人領主小して國司を兼ねるはもの
 朝命伐奉して之と征るはものあり朝廷甲斐守源賴信
頼信申斐小居る族以て其子賴義と召して甲斐に紹命を
傳へ頼義即ち其一族家人等を帥めて甲斐に至り

父小會して共叛くものも素より一族郎黨と以て領内
 小軍小趣んて其叛くものも素より一族郎黨と以て領内
 の武夫と統べりけるも征るも此も亦た任
 國と領内の武夫を驅り一族郎黨と以て之と統べり
 たり蓋し人誰も他人の為め不死を成肯せんや然
 然ども人智の未だ進まざり時社會は有様已むを得ざ
 るとて小其生を快くせしむるもの高名重類伐得んら
 為め其生命と失ふもの多し國司領主の任も太平小
 人民と治むるは知事たり騷亂小々之と帥ふるの將
 軍もる不及んし領内の武夫等依て以て高名顯達を求
 むる處ハ其國司領主の愛顧と得る小あり故に始めて
 臣從の氣發ちて其指揮小奔走し其私事小周旋して其

郡司の其國守と逐ふものあり千七百十二年陸奥六郡
 害小據りて叛を祖父忠朝廷復た源家の一族と一々之
 頼りて六郡の司なり朝廷源頼義と以て陸奥の大守兼鎮
 を征きしめ志し守府將軍と頼時を討せしむ頼
 義即ち河内と發を源家小恩義を抱くの住人等領内れ
 帥めて河内と發を源家小恩義を抱くの住人等領内れ
 武夫と帥る軍器と携へ自ら戰場小趣くものあり近江
 野州河原と待う過き給へる佐々木源太夫章經四百餘騎
 江甲斐信濃伊豆駿河の軍兵下向の路次小待受け二百
 騎三百騎五百騎千騎我も我もと参向を相模國の作人
 三浦太郎公義十族相具と結んで戦地小趣く小朝廷問
 記蓋諸國の武夫私に黨と結んで戦地小趣く小朝廷問
 不能かく國司制と抑此軍ハ多年習養せし武夫の戦
 ふるを以て安部氏と領せり七容易小鎮定とべららず
 源氏の軍數人敗ぶ然まども尚ほ恩義の為り小戦ふ



の大小名あり前九年七騎落の時則明範李光任貞廣景
 任頼義の居處を問ふ國妙曰く一族諸徒悉く忠義小命
 と捨て一人も生殘さず頼義或る積雪小苦み或ハ兵糧小疲ら
 入道して頼義と尋ね或る積雪小苦み或ハ兵糧小疲ら
 れて諸國の客兵と言ふも更なり鎮守府の兵と雖も逃
 去るもの多し然まども尚ほ源家の為りに死を忍ぶ
 の武夫あり前太平記に曰く或る時人々可憐命と飢前小
 志す如く名を辱しに申し合へり衣川小攻入り討死を申
 天下の武夫悉く易く彼の生々難し今若く源家打滅ひふ
 節々朝家の安危を思ひ懸け當家の存亡に任ぜられたる時
 當時の武夫亦たの義思ひ懸け當家の存亡に任ぜられたる時
 戦ふ事を知りたの族あり彼の家人と云へる語も此時
 代より盛ん小行ハふ如し是は於て乎恩義小報する

の死あり然もどし武夫と源家の間未だ君臣の約あり
小千八百の形其死必ざりも義務なるふあらざるふ

其後更に郡司の亂あり前九年の亂は清原真人武則其
氏と威をひ故に鎮守府將軍たり其一族叛くものあり
之と後三年源家の一族伐帥りて私に之を征すはもの
の軍と稱す源家の一族伐帥りて私に之を征すはもの
あり源義家時陸奥守兼鎮守府將軍たり故に關東諸國
の家人等其一族郎黨と率りて來會せり斯く數く源家
に屬從すに及んで其幕下小從ふも其義務なるふ如
き習慣とありて其仕候の長短伐以て忠義の厚薄を論
ざるもこれら告三年軍記に據る小義家下門の時衆此

度西國小降りて自然の時先登なく心苦しく覺えに
今景政武總等を得たり義家も果報の心苦しく覺えに
景政其夜義家小謁して曰く宗任は降伏の人二心の老
武者何の用か立つべき又た秩父の十郎は平國香は
未葉源家譜代の家臣にあらむ景政事先祖加藤是
六孫王に仕奉りしに五代當て二心なり云々是
於て漸く氏族の為り小死と云はれ武夫ありと見るなり
是より源家の催促よく應せざる處らば源家の軍に
そ従ひざるべからざるの風習となれり
斯く戰亂あり毎小武夫の小領主と次第に諸國小増加
せり所領なきを勿論其地の吏務伐為り然して又土
著武夫と臣僕として養ひ置れば兼て軍務も關與を
り故小千八百年代の末より國司の權は全く下小移り
て兵食の權を全く武人に歸す諸國の人民も專横放恣

なる武人の下小支配をうき更し氣息と出る能はざる
 小至れり然りと雖も諸國に土著の武夫起りしより世
 は是を武夫の世界なり朝廷之代距絶去て廟堂小登り
 を得せしうを僅う小衛士となりて平安盛都の繁榮を
 窺ひ見ると得るのみ故に皆を武功代競ひ死を抛りて
 此俸領を得地方の政務を取扱ふに至りしをてされが
 既小封建の萌あれりとて之を平安政府集權の有様と
 してをいひかば、さう武夫の幸福なれば、且つ其地の
 人民とても其地方の人小支配せらるる自ら苛酷の苦
 しみも必ふらば、さう郡縣と封建とを較ぶるとさう中
 央集權の甚しき郡縣の優劣を其土地の政務を得る事
 り何と云ふべきか、さう武夫の幸福なれば、且つ其地の

る所あり、武人小抑り内治の調はざるは古来是より以
 政務を人民小興へざるに出づるもの多し、是より以
 後度々の戦亂代を経て次第に此領主の勢力張大し、さう
 終小純然なれば封建ともふりにけり、さう武夫の幸福なれば、
 蓋し人を常に他人より勝れたる事業代為さんとする
 の心あり、是亦を生と保せんを為し、外物小打勝つ事
 肝要なきが是心起るなり、自ら以て他人より勝れたる
 事業を為せしとすも、世人も亦と爾く思ふや否知る
 屋ららず故に之を世の評判小徴し、其事業の大小を質
 し、世人の大とを依所人之と為さんと欲し、世人の小と
 する所人之と為さん、らんと欲し、是蓋し、榮譽を望む恥
 辱を避くふの心小し、高名心、武功にのみ、の起源亦た

之小外うらやみなりけり然り而して其大と小とをば
 も世の事情より由りて大異あり關東を數く軍馬の巷と
 なりて武勇の氣を其生命を保ち其資産を守り小要用
 此の有様ありしかを心膽の剛と筋力其強と武藝の練
 とる人々の最も尊賞する所なりて其榮名最も高きま
 のなきされを武功を以て拔群あり事業を為さんと欲
 し初より小を猛獸を搏し敵を殺すに誇り終りハ
 人間の最も為し難き死を潔くして高名を得んとする
 小至きし道平の戦小都川平六貞包東條次郎兵衛入道
 死と極めたる上命既推く勝負を決す小及び其打
 勝つたれとて老命既推く勝負を決す小及び其打
 川曰く諾互小差違へて死ふ都一た死後高名を得

る事と悟りてより漸々此風俗増進し死後見ること歸
 るが如きもの數多頭はきたり死後の榮譽を望むの心
 とより發するものあり何となれば死後稱賛せらるる
 として靈魂の爲り喜悅するなり死後全く靈魂の上
 不死の關を唯だ生前の事業と拔群ならしむるの死
 意小出つるを捨つべし是は拔群なる事業を為さんか
 一其生命を捨つべし是は拔群なる事業を為さんか
 一機械なりと云ハガ不慮ならん
 諸國の武夫等一氏族の下小習養せらるるに及んで人
 人の榮辱利害ハ其氏族の甘心を得ると得ざると小存
 する代以て萬事其意を迎へて奔走し心を盡し身を勞
 して相ひ競ふて其寵遇を得んとすふ小至き事
 只だ其一身小止まらば子々孫々も一氏族

の下小養ふふ、小及んで領内の武夫と殆んど其所有物の姿伐為し家人郎黨の如き詞を臣僕と同一の意味を為す小至れり時代より始りて家人と云ふ郎黨と稱する者人ふり大名より對それを領内の武夫も家人なるを郎黨と云ふ詞も同一様不用ふ軍場小於て、他武夫れ上りも立はべく賞と得るに於て、郡司庄司の官も拜せらまき小領地とも賜ふふべき其社會は於て、最も榮譽ある地位として武夫皆家人郎黨ならん事を望み彼の氏族れ家小生き此武夫の長と成りし人く、其高名心技巧も小運用し自家の為りに利あり、所小榮譽を附し害あり所恥辱と揚げて其勇氣を勵まむ彼れ

既小寵遇を得んとして競へり武夫の事を言ひて此策略小従はざらんや況んや眼前小榮譽と重賞を見るをや一雙の酒盃を終身の光榮として數口の劍を感涙を催さしむべし終り一言半句の賞詞も武夫死して死を甘せしむる小至れり後三年の戦は義家剛臆の二座を甘せしむる小至れり四郎惟廣臆の座小食を事三十一日あり流石の臆病者も之を恥ぢて一度軍功と顯はさんと唯だ一騎もて敵方小向ひ流し失當りて死せり

斯く高名心小臣従の色を添ふ小及んで倫理の情善の考く更し社會の勢をして忠義の氣を發し之を稱贊せむむる小至まり蓋し世の所謂善業とる素と古人の見し稱贊とるふより發せし詞ふと以て多くは自ら損

失して他人と與ふや云ふなき夫の氏族の下は從屬
漸く臣僕の風習と得るは武夫の善行の為す事
を深く信を多を以て軍陣に臨み恩義に報ふ事過分
の働きを爲し所謂一日此恩は百年の命と捨つ所の
業を爲し夫れ一日の思ふ百年の命と捨つて過當
の報形を以て善行なり之と忠節と云へり蓋し勇氣
と臣従と善行と代合きしと此あり夫の高名の爲り不
さへ命を惜まぬ武夫の事不此を更し善事を加へる
所業と爲す小於て豈に躊躇せん前九年の頃より忠義
の文字を武夫に尊む所となし此は後三年の時鎌倉權五
彌三郎之を見て四人張目十四束飽まで引設く弦音
高く切る故ち景正の右眼を射て首を貫き甲の鉢付の



凡例の記述

板に射付たる景正此も弱らるる目よて敵を見留め
唯今御矢賜はる馬海彌三郎殿とこを覺へたる其
處引玉なる答の矢を進せん受て見給へと云ふ儘
小眼矢を折懸るがら矢と番ふて引絞りと追ふて
逐鳥海と射死せり是は忠義源家の爲り小死をばる
の爲り武夫の戦ふ有様なり義源家の爲り小死をばる
其社會は於て最も榮譽ある所業と成れり
如此に人心を千八百年代の中頃より關東及び其他の
國より起りて漸く社會の風俗となり後人として之を
習ふて以て榮名利達を求めし者なり彼の先代あり武
勇を以て顯はれ忠義を以て稱せられたる英名偉業は
後代の武夫として羨慕を以て武道を磨き心膽を固
めし免之小徴なりむる者なり抑々人間の所業を多く
は先人の模倣をばる利益多きを以て先人の爲せ

一 所業ハ疑ハズして為す事多し是則ち風俗の起る所
 以ふして一團を為せり人民の言語動作自ら一致する
 所あるも之を為すに先代の奉せし氏族ハ後
 代ハ奉むらざるなり勢となす先代の利を以て
 行ひし事ハ後代ハ義務となりて行ひざるべからず
 至る事ハ後三年以後諸國の武夫ハ大名小名に
 臣従志く而して大名小名を將家小臣従ハ社會の風俗
 とありて星霜を経るに従ひ其勢ハ愈々積重せり是と
 以て苟も將家一門の人といふに諸國の大名之を奉
 り武夫其命小従ひ何きの時何の處までと以て戦闘と
 試み得べし

義親の出雲に叛き為朝の九州を押領し義
 平の關東に戦ふ何そ事を為すの易きや

當時の史乘と考ふる小國事に關する事件も多くハ將
 家の人々出づ豈に將家の人物哉出さんや蓋し高論
 正理を以て當時の人心を動かし不足らず唯だ將家の
 門地のみ以て數萬の人命と死を以てむらた足るを以
 て臣従の勢盛る事と知るべし

つゝは臣従と武勇ハ勢ひを歳移り星改する小従ひ次
 弟に鬱積したるを以て保元平治の戦ハ有様と最も烈
 く見えきを以て譜代相傳の郎黨多年恩顧の家人等
 御曹司若ハ冠者の前小先を争ひ臣由緒あるもの
 詳ら小先祖以來の武功を述べて由緒あるものも高ら
 小其姓名族籍と述べて高矢石を恐る敵の多少小も關

せず敵陣の中へ驅入りて一騎一騎に戦を為さ勇さ
 ぎに軍の規律なく体伍なく魚鱗不備へ鶴翼の戦ふる
 ども蓋し形容の文なき
 武夫皆ふ思ひくの得物と携へ自由自在に進退したれ
 と唯だ恥を知り功を競ふの勇氣ありが為軍陣と
 全ちたるあり

これより千九百年代の中頃源氏の子孫兵と集り平
 家を滅ぼすに當て國郡と治むるを絶て朝廷の官
 吏の如きもの代見だ郡司庄司權守城介等の官名の家
 々の姓名は如く通稱をうけ其支配の土地も其所有は
 如く領内の武夫を臣僕の如くして皆ふ武勇を勵こ
 死と見ること歸るが如きもののみならず斯く領主の増

加し威權の此に歸るゆゑや國司亦た自ら任國小
 趣くことなく此輩に命じて目代せしむるに至り源
 氏の子弟を奉り平家滅ぼすものも此輩あり鎌倉の
 政府を創立せしむるも亦實に此輩なり源家の軍勢東
 國より西國へ推し渡り此間が不到の處豪族の武士を
 統ぶるのを見て朝廷の官吏を見ざるも亦實に之
 が為なり地方を制する政の規律なきも亦た驚くべ
 きなり是より於て千六百年代より諸國へ鬱積志すは剛
 勇敢死の氣一時に暴發したると以て鬪争決戦の有様
 實に勇く見えたり鬼神と呼ぶ天王と唱へ
 らるるは勇將勇士等互に死と争ひ打亂きたる軍場の

乃血煙たて、ぞ戦ひん其間筋力此驚く屬さとの
 能登守教經ハ二三十人カありて武夫 武術は於て名
 二能人をい挟み海山投して死す
 と輝かすものあり々奈須與一扇の要を射る 佐死を見り
 歸るか如きものあり河原太郎弟次郎を呼んで云々
 家人の高名と譽とを我等自ら手と下さで叶ひ
 難し我等城中入りて一矢射んと思ふなりこれ
 千萬人も生て歸らん有りた越え死す而して死を
 中二人にて生田の森の逆茂木と申井兼平太刀と板
 遂くる此最も恐るべきものあり申るる日本一の剛
 若主の御伴小自害する是を見習や東八國の殿原と
 て大刀の鋒を口ふくわく馬より逆小落て死にん
 将家兵權を委ねらるる堂くら征討の軍もか
 のづから一家の私闘の姿とぬきたれを官軍此将も嚴
 命を以て武夫と駈催まよ能はて私情以て援兵

と請ふの敬禮ふるべからずされが臣従の氣盛あり
 一時も雖も將軍より諸國の武夫を催まふ常に憑むと
 云ひ或る之と語らふと云へり武夫の之に應ずるは與
 力そと云ひ同心すと云へり與力同心の武夫集まりた
 り軍体ありと以て嚴肅なる軍律も立てると能はざり
 一か抑く未だ之を立たす代知らざりしは大将の號令
 不も従つて氣儘に敵に向ひ自由小駈引あつたり有様
 當時の戦ふ於て數々目撃す所あり熊谷直實平山
季重等鴨越
 進まざりて一谷小向ふ曰く此手ハ惡所なりは誰先と
 云ふとありし功と為さんと欲はむ一谷小進むに如
 しとされが隊伍と立たすの法も未だ開けを志す唯だ
 勇氣あり武夫等一處に集まり一向進み戦ふはた

政府の忠節を盡す人となすの復た顧慮をべきも此とも見えざるあり然れども頼朝の疑ひ多き心よりして木曾氏を滅し平氏を滅し陸奥の藤原氏を滅したる後ち關東忠義は大小名若ハ一族と雖も其大なるもの名望ありて皆ふ之を滅し以て後の患を掃へり上介廣常叔父行家弟範頼義經從子義高及ひ義經の子を殺せり其小なるものと雖も勳功伐賞するふ當て多くて感状賞詞を以て其高名心を甘ざしむるのみよて土地を分與し實力を附を依に於てハ極めて吝なり熊谷直實と日本一の甲の者也と賞司行平を日本無雙の弓取也良弓と見知る事汝の眼過ぐべしと賞ちて播磨の守護職とを北條氏の強朝死後の事を頼是よ於て諸國平均し土地兵馬伐有る

るものも雖も未だ以て鎌倉政府に抵抗をへざる程の實力ありしものありしなり然りと雖も當時武勇は氣諸國に感ふて所謂死を見ざる事歸り如きの武夫等郡郷に散在をふた以て之を治むるに真に難かき其れ人皆ハ天性財を惜み死を哀むの心ありて以て地方の政務を地方に委ぬるも猥りハ叛亂をるれ患なく其利ありて其害なきは其夫の死を惜まばりの武夫に如きも資財の得失を論せず事成就否に關を及亂を為る者政府之を統る事なくして可ならんや大江の廣元即ち策を立ち曰く世已に澆季にして梟惡のもれ最も時を得り天下に反逆の

輩あらん事更不絶ゆるは東海道の内より斯て
 まるが静謐なるをなまど姦濫定て他方不起らん其
 と鎮めん為り小每度東國の兵と發せられん人々の
 煩也國の費也今より後諸國不御沙汰と交へ國衙莊園
 不守護地頭を補きらむとあふがちに恐る所なり早く
 申し請ふべしと是不於て頼朝朝廷に請ふて國衙不
 守護を置き之に警察徵兵及び裁判の權を附して御成
 目第三章に曰く右大将家の御時不定め置る所を大
 番催使謀殺害人並に夜討強盜山賊海賊等の事なり
 と之を總追捕使と云ふ以て地方の武夫大小名と統
 古の檢非違使と同じ
 管武夫大小名の私兵派弄を禁制せり御成敗
 第三章に曰く抑く重代の御家人たりと雖又諸國の大小
 當時の所帯なきものを驅催を不得

名と皆不守護職の催使不應すき義務あり催使不應
 せざれは其所領を沒収せらる事なり御成敗式目第三
 熟後當時の御家人即ち大小名の有様を考ふ不羅馬
 の滅後小發せし封建の借地人に同し如く又左近
 年すで薩摩の武士の約束して土地を領する類ふされ
 了皆を軍事不従ふの約束して土地を領する類ふされ
 是より武士專横の弊止より又領主の自ら治めざり
 莊園より鎌倉政府より地頭を置き名主の上不立て吏
 務を扱ふを止めたり抑く地頭の職に始に京畿近國關
 西の諸國不定補ふ不ふ如くは此ども其後數く土民
 領家の訴ありて唯だ本所の自ら治めざる莊園に於
 ち置き御成敗式目第四十六條に曰く名主の職を召し
 附せらる所ありとあり其他地頭領主の自ら其國に居る庄
 頭なき所ありとありと覺ゆ

鎌倉政府の
成立の次第

園ふる其領主即ち大小名を志て自ら地頭の任と取扱
ひしめたるならん故に鎌倉政府も諸國の領主も地方
に金穀の吏務を負擔せしめて而して領主も此公務に
關するを喜び鎌倉政府ハ其正邪を責罰す所の權あり
あり要するに鎌倉政府も守護と置て地方の武夫大名
と統べしめて以て兵權伐收り地頭を置て地方の金穀
を取扱ししめて以て其財政を制する故に其國郡を制す
るに有様と前時と全く一變せしむ如くふれども未だ
嘗て大小變むは所あらざるなり平安政府の時と雖も
諸國の大小名も皆實に地方の金穀を專らし兵馬を
擅りせし然るも朝廷の官吏之を擯斥して見し以て



賤務と為して嘗て共小齒とばりあり鎌倉政府の時小
及んで之を擯斥せしめて貴重なる公務と親しく之
小歡接し其公務伐扱ふの是非を明察せし故に領主皆
政務小甘し其地位小誇りけ氣ありて而して亦た專横
の弊やみくも是れ實に鎌倉政府治世百四十餘年間彼
れ土地伐領し兵馬を蓄へ死を惜まぬ地方武夫と
敢て政府に向ひ兵と取らむのなるなり所以なり
抑く此事後亦有司の能く心伐盡せしに因りて雖も廣
元頼朝の功居多ふりと云ひざるべからざるなり
多くら守護地頭と置くの一事を以て朝廷の權を殺
もとの為せり然れども朝廷より命遣せし國司の地方
小於し權なきに如何なる國司の關東地方小ありしぞ
小起る時不當と如何なる國司の關東地方小ありしぞ

日本書紀卷二 第四章 二五

多小權を地方の大名と以て目代と爲せしむる故に國司
 既ら余の却て地方の大小名と制を以て兼ねたる大小名と巧み小制した
 斯く平安政府の制を兼ねたる大小名と巧み小制した
 る鎌倉政府の内部を極めて簡易なふたふたに當務
 の人亦た甚だ多うなふが如く此等の人々往時僚
 属の國司の邸宅に集まるとが如く其後家人が領主の
 家小集まれば如き有様ありて源家此私邸に於て國の
 政務を取扱へり蓋しつれの政府も其起源を尋ねま
 せ多くハ如此ものおとて後世次第に廣張り盛大なる
 りて或は善良となり或は暴戾の有様とれるならん
 の別當は前因幡守大江朝臣廣元主計元二階堂朝臣の
 政家主は鎌田俊長知家事々若手小忠太光家問注所の行

執事ら中宮太大夫三善康信侍所別當和朝臣義
 盛公事奉行入前掃部頭藤原朝臣親能後權頭藤原朝
 臣俊兼前集入佐三善朝臣康清文章生三善朝臣宣衡
 部丞平朝臣盛時左京進中原朝臣仲業前豊前介清原眞
 人實俊京都野藤内兵衛尉朝臣遠景
 の奉行は天野藤内兵衛尉朝臣遠景
 斯く鎌倉政府ハ巧小國郡を制し簡易なふ政体を取立
 てふ後ら一家政府一家政府と云ひ政府の役人政府を
 と握るものとの有の弊害を直ら小其内部小萌きり蓋し
 司政府と云ふ此世界の於て后妃妻妾の外平生交語を
 何きの君主も此世界の於て后妃妻妾の外平生交語を
 べし朋友ふきものなき國中の男子も皆ふ生れぬら
 小其臣下にして平等に交と爲す能ふ故に親し友
 もふく研磨の利なきを以て列國に君主も非らばり
 りハ其智ハ自ら平常の人れ及び難き頼朝の死後二

世三世の時不及んで此弊大に發出し加ふる不平安柔
弱の遊技又は其心淺沈醉せしめしむる全く孤獨の人
となつて頼朝の時、當て大に増進したる忠臣義士も
其心を盡す能はざば不至れり
斯る時不及んで北條氏を外戚の威と藉り執權職の權
を以て彼の源家の忠臣の中自家への制し難きも此を
皆之を討滅し其餘の小ふものも皆を私恩を施し
其心淺收攬し執權職を以て自家累代の職務と為し干
八百七十九年を以て源氏の子孫を滅し一家政府の主
人の血統と絶えしめたり總て其所為極て隱密にして
後人をして事實と知る不苦しむるものあり

然りと雖も門地の貴賤を當時の人れ最も信をば處小
志で北條義時の如きも之を制す不能はざらざる蓋し
平安政府が門地を以て貴賤を論し天下に公示せしむ
る慣習の久しき人々皆も門地を以て起ゆべからざる
ものと思ひ漸く血脉代以て貴賤を分ち曲直を判する
に至り譬ハ武夫ハ生れながらにして賤とく公家方々
生れながらにして貴とく思ふ事なり隨く武夫
の公家と征す直ありとせむ 熟く其心の起る所以を
考ふる小是亦は鬼神を敬するの心と殆んと同一なる
ん第一章神道の起るを蓋し人々の怯臆の心死を避く
發極て多きもの不稀に見るも此狎ま近くべからば
るもの等もハ常より多少の想像を廻し其災と避へんと

老幼の区別
の区別

ともふも此より高位高官々人目の集まる處小して而
 て狎を近く居らうぶ不も此なる其人常に金銀珠玉と
 衣服を飾り深殿高樓小住するを以て世人の之を見聞
 するも悄然として其嚴威小畏れ先づ心に自己同等此
 人小ならずは思ひあり是小於て人小貴賤の考へ
 ある其子孫長く此職代保傳に及んで人即ち門地血脉
 を以て貴賤を判し生れながらに志て貴者あり賤者あ
 りとの心起ふふ均しく是れ同等の人類れをとも高
 位の人此血脉を貴しと思ふ小至れりされを自己の親
 昵せり人の高位小登り小服を著して彼の數々見るべ
 かりす近き易からざる人知愚小小服するものなる彼大

小名等同輩の知者小與みせたりて源家の子弟に従ふ
 ものの一より貴賤の考其心小存をねがなり傳曰く
 と雖も尊ららば君ハ尊しと雖も親ハ加らば尊と
 親と代兼ぬと親しうらざるは親ハ加らば尊と
 かり故小人常に親しうらざるは親ハ加らば尊と
 嘗て甲の人の常は親しうらざるは親ハ加らば尊と
 則ち洋服を纏て曰く泰西の學士亦た此説と持せり
 則ち親もかからぬ者と尊心の天地を祭るは古人を尊
 賤心は鬼神を敬心の天地を祭るは古人を尊
 子等の間の禮儀小輕重あり
 人心の有様如此小して北條氏の門地族望ハ當時の人
 心と繫く能わざるを以て北條氏を貴族の小兒と平安
 の朝廷より迎へて奉りて以て鎌倉の主として征夷將軍
 の跡を継がしめて以て四海小號令をり恰も法師の神符

と擁護して法を説くと一般にして素と其説を神として
無知の人として畏服としてめんが為めを斯く源氏の
嗣既小絶え他の貴族其跡を保ち一家政府の性質變へ
て有司政府となふと雖も是を皆鎌倉政府の内部の
變異として外部に對しては威力に於てハ更小面目と改
むる所ならざり

斯く政權の關東小歸せし後平安の朝廷に於て嫉妬の
情なくんをあらはせざるを蓋し神教政府の勢を佛法渡
來の後大小減少しをりとし雖も古代の事と追懷する毎
小神代の偉業を思ひ出さざらば故に王家を日本の人
民を統治す所の神權を有するもの考を常に日本人民の

心裏を離るる小くなく且つ有識者の首唱する處なり
平安の朝廷文弱小歸きし後眞の政權を小くも其を實小
藤原氏小歸きて天皇の與り知らざる所を此れと亦た
朝廷小あまて事を執り以て王家亦と怪りて人民亦
た疑ひを終小く關白攝政の權を春日明神の子孫に在
ると想像する小に至るの平氏武臣と以て天下の權を專
ら小すふに及んで王家と藤原氏とを其專權を奪ひ
てし事小心付る數く之と覆さんと欲して却て其威權
を失へり然れども亦た平安の都にありて王家を補佐
するはが如き有様ありと以て終小く人亦た怪りて
至社に源氏關東小起りて政權鎌倉に移り小及んで王

家へ却て平氏の時よりも尊敬せらばたると雖も政府
 の場所遠く關東不在と以て其特権を失ひ一事灼然
 たるがゆゑ王家々之と回復一往時の如く公家一統の
 世と為さんと頻りに隱謀をらばたり是より於て關東調
 伏の堂伐建てらる關東調伏の堂と三條白河と建て最
 將軍實朝打たれ給勝四天王の院と名付らり其後三世
 の水の恐きありとて急急か毀たり關東呪咀の事數くあ
 り又關東の長久と祈れり陰陽師と止めらば一事も
 あまけり其他猶ほ兒戯不類を依事共多らるり然と
 と雖も門地の貴賤を信し王家の神權を稔聞し兼て高
 名顯達ふも生命とも顧みざり武勇の猶ほ未だ衰ざり
 世々の數多の大小名ばして之を歸せしむるに足るも

のなり況んや此時源氏の嗣既ふ絶え諸國の武夫等其
 忠義を盡さざるの主的を失ひを依時と於て一天萬乘
 の君を以て征伐し給ふ於てをや關東親昵の公家へ
 直ちふ召籠らば京師の守護を直ち打られ院宣を直ち
 に七道と下だされ武天の集まると一萬七千人將小
 錦旗と翻ちて東國へ攻め降らんとせり
 然りと雖も關東亦た智謀の人多し豈に豫め此事あり
 と知らざらんや頼朝の寡婦即ち四世將軍を擁し大小
 將士を召して曰く皆心成一に承れ是最期の言葉
 也故將軍朝敵と征し關東を草創せしむる諸士の恩を
 蒙むる山岳も高く溟渤も深く今も朝廷逆臣

の讒ふ因て非義の綸旨と下だし關東と滅せんと為し給ふ早く逆臣等と討取り三代將軍の遺跡は全を下し但し京方と參らんと欲すはものは唯今遣はし申し切まると頼朝の謀士大江廣元三好善信等策成立ち曰く今の計きはその宜しく速く武州北條泰時を以て單騎を以とも鞭と揚げて京師に向ふを志むべしと是は於て東國の武夫十九萬東海東山の二道より京師に方より攻上り京軍戰ひ敗れ將士等走りて敗状を奏せんと其門を閉ちて入れず東軍六波羅に入り即ち勅して曰く今度の合戰叡慮に出ても謀臣等う申し行ふ所也と三皇二官遠國も移され謀に與らば公卿數多刑戮をうけたり是と

承久の亂

承久の亂と云ふ實は千八百八十一年也是より王室其尊嚴を汚し復た朝廷に心儀寄すはもの外し門地を尊ぶの氣大に減少し皆を關東の號令も服従せり其後鎌倉政府も更に一層修整せし有様と成まり其内部の順序も極めて周密にして國郡を對するも倨傲の弊をかりき故に大小名の國郡を領し人民を蓄ふる有様も更に減少する處なく封建の元素ハ歳月を經る小従ひ愈増せしと雖も其專横の弊を全く廢絶し其決死の勇を漸く減少し復た名利を死をへき事件もなく恩義忠節を死する人もなく武夫の職世職と成りし以來常も凌蔑をうけたり農商も始りて氣息を伸へ肩と

して流民を救ふも政府と雖も為さざればうらぶ泰
時の之を為さ答むべからず又た時宗の時民間少數の
貨幣小乏しくして零賣不便を生せしことあり金を
支那に送り銅貨と交易し來りて民間の融通を助た
る造幣の法なき當時ありての驚くべき偉業と云ふ
べし要る多し鎌倉政府終始心と民事を盡し吸々
て唯だ其及ばざらんといひ然るも唯だ節儉極て
甚あしくして文學を勸め志を無く學校を設けしと
奢侈を制し人智の進歩を妨げし跡ありて或る識
者の議論を招くものあらん然るも雖も平安政府の開
化を地方を抑制して以て養生せしめば國家の為り小

願ふ處小あらざるなり鎌倉政府の下に退歩せし是
と自然の過度に達せしむる況んや我國民間の著書見
るべきも此ありて實に鎌倉政府の時より始り升ふ
や
鎌倉政府内治の方法此の如く嚴肅なり以て外國
對するも亦た十分ふ力と伸るを得たり此時小當
りて元の兵既に鞏固地方を平定し其鋒を南に金と滅
し宋と滅し全地過半の人民を統轄し勝兵の餘威を以
て來り好と求め數々西邊小寇とり海内大小恐れ朝廷
頻りに元寇と攘ふも伐祈り熾威光法を修りて元寇と
禪心とを祈り金輪法を延
曆寺を修す孔雀經法を修す大般若經を轉讀す七百の
僧と石清水小會し七日夜尊勝陀羅尼を修す伊勢大神

宮小奉幣して元寇と弭んとせん物小大版經を石清水小
 轉讀す以上大日本史より然り又た日蓮上人々此時兼
 て元寇の如く伐知りて不小や鎌倉政府より必奉りて
 日本國中の一人即ち彼國より言也此國を攻むと調伏を
 たり彼を調伏せん法蓮の非れを協ふ未萌と知らざる也
 大將た日本第一の衆生中華經の行者亦た第一の使者
 六ひ来る朝廷將小之に答へんと鎌倉政府抑えて
 遣らむ又其使者を斬る即ち士と撰んで鎮西の諸國に
 令遣し北條實政を以て九州の探題と為し元の入寇小
 備ふ是に於て元の兵十萬肥前の鷹島に來り會々大風
 ありて元の戰艦淺漂没す我兵之に乗り奮戦して之を
 殲る元の兵免き歸る者僅に三人のみ蓋し此役は左

此の如く
 功ありて
 亦國書と
 功ありて
 亦國書と

程の大戦もなく全く颶風の助けありて勝を得たり
 如くふれども鎌倉政府の依然として動らざり有様
 真小憑も志く見ゆるなり但其構戦の法小至りて
 恰も小兒れ相逢ふて直に打撃をばら如く極て固陋ふ
 りと云はざるべからず吉田賢輔先生曰く後の史家特
 功ありてが如く論置らざる誤りたり一民外國小害を受く
 亦國書と齋の當然の禮と以て之を答ふべし使臣と斬る
 斯く鎌倉政府の内外の事務小於る大方を遺闕の少な
 うりもみれば其ゆゑなき小あらばり鎌倉政府の
 樞要に當り政務を裁決するに北條氏を其門地と以

て武夫と歸服せしむる源家の如く人心を畏憚せしむる王家の如きものもあらざるなむ故に天下の政權を實に北條氏にありしに如きも諸國の大名ハ之と同輩視し平安朝廷に之を陪臣視し未だ天下の主として仰ぐものあらざりき然而して朝廷を常に王權を恢復せんとの形跡を現し大名亦た依然兵甲を蓄へ莊園を占領し以て忠義の武夫と臣養せし苟も政府をして乗るべきの釁あらせし北條氏先づ其衝に當らんを知り處するを斯く上下より其刺衝強うししが北條氏に代り英明果斷の人を出し絶えて頑愚柔弱の人を其親戚友朋に對し其の處置に於ては執るべきを

と雖も公衆に向て政務を行ふに於ても代り公平節儉と重し唯を及ばざる然恐るる如し是を偏し門地の賤しきか爲りに良政を以て人心を得る以て其衝に當らんを思慮すふも出てしきを良政猶ほ安んず能はる故に始より藤原氏の一族後より親王を奉りて以て其政令に尊嚴を附し自家を執權の職にありて他の官吏と同列し諸國の大名即ち地方官吏と應答せし其職も一人より當るとなく泰時以来は加判ありて贊助せしりたり斯く有様にて北條氏の權も答ふふ大名と減ざる能はる上下の權衡平均ありしを人民太平と樂み肩を息ふを得たりなり如此有様にて二千年

代の未まで打續々を
斯く鎌倉政府を親切に人民一般の幸福を保護し天下
と率ひて王室に服事せしむるを假令至徳と云ふべから
ざるも大に責むべし此ふかりし如き然りとも如此
有様小至らざるんが為る小政府の人々と皆人情小背
けふ事のみ為したる彼の忍びざるも依忍びたり之が
下を亦武夫と婦女子小均しく柔弱の貴族を殺し其勲
功茂以て所領を賜り富有の生涯を悞む小至れざるが
主たるものも罪なき一族大名等を滅し以て自家の
後害を除かんことを執権たるもの其主家の子
孫を除き數多の同輩を滅して以て自家の安全を謀る

鎌倉政府

も其他の有司等も己の危きと懼き主家の亡ぶると知
らざる如く打過たりたり其他皇統の継位も口入し奉
り擁護する所の貴族も年長すふ及んで之を逐ひ拂
ふも終始之と為せし是等も却て一般人民の幸福の基
となす事共ふ此も倫理人情の最も責むる處なり
此れを畏懼の心を安樂の長をる小従ひ愈々増進し此
罪業を消滅せんが為め小佛法を最も尊信と受け其威
力と政府の間小及せし封賜に各々を頼朝をして數に
僧侶小施惠し寺院に封領と給せしめ甚志を小至りて
る平重衡と東大寺に送るて誅を志め以て其恨を晴ら
さしめたる重衡亦た罪深くして如來の妙鎌倉政府の
助不遇の難きことを歎かす

基と計畫したるに大江廣元として入道となり覺阿と稱すり
隱謀多き義時として數く祈禱と為さしり節儉なる時
頼剛勇果斷の時宗として數多の大寺と建立せしめたり
且鎌倉政府小圓顯の有司多きを前後比なり當時の
人鎌倉の狀況と記せしものあり

東南の角一道ハ舟楫の津商賣の商人百族ふきとひ
東西北の三方ハ高昇の山風の如く小立廻り飾まり
南の山の麓小行て大御堂新御堂と拜されし佛像鳥
毳の光瓔珞眼ノ輝き月殿畫梁の粧ひ金銀色と争ふ
源光行の海道記と見よ蓋し源頼朝營館と此處小造
千八百八十四年の記行なき了佛神をあり奉りしより今ハ繁昌地となきり大

御堂と聞えし石巖のさひしむ成切りひらき道場
の新なるを聞きしを禪僧肩をふらぶ志うかのみ
ならん代々の將軍以下作添へら社きを松の社蓬の
寺町くに是れ多し親行の東關紀行と見よ
茲小記すふ處を以て佛法繁盛の一端成見々と得べし
ふうんづく最も時を得たりしとれを禪宗ありき

明治十一年二月廿六日版權免許
同十四年十一月四日再刷御届
同十五年二月出版

卷之二

東京書林賣捌

明治十一年二月廿六日版權免許
同十四年十一月四日再刷御届
同十五年二月出版

静岡縣士族

田口

卯

吉田

東京牛込區牛込北山伏町四十三番地

- 日本橋通一丁目 北畠 茂兵衛
- 同通二丁目 稲田 佐兵衛
- 芝三島町 山中 市兵衛
- 淺草茅町三丁目 北澤 伊八
- 小石川大門町 青山 清吉
- 日本橋通三丁目 丸屋 善七
- 同通二丁目 小林 新兵衛

